

令和元年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について

令和 3 年 2 月
総務省行政管理局

I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項に規定する独立行政法人等の全て（193 法人）

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（令和 2 年 3 月 31 日現在）（87 法人）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教職員支援機構、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のごみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林研究・整備機構、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働者健康安全機構、労働政策研究・研修機構（法人の名称の冒頭の「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は省略。以下同じ。）

- 別表第 1 に掲げる法人（令和 2 年 3 月 31 日現在）（106 法人）

<特殊法人>（10 法人）

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、新関西国際空港株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

<認可法人>（5 法人）

外国人技能実習機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

<国立大学法人> (86法人)

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿児島体育大学、琉球大学、政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学（法人の名称の冒頭の「国立大学法人」は省略。以下同じ。）

<大学共同利用機関法人> (4法人)

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構（法人の名称の冒頭の「大学共同利用機関法人」は省略。以下同じ。）

<その他> (1法人)

日本司法支援センター

(注) 1 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に名称変更（平成31年4月1日）。

2 令和2年4月1日以降（令和2年12月31日現在）における独立行政法人等の新設改廃又は名称変更については、本文末の別表参照。

III 対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの状況について、令和2年3月31日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は平成2年3月31日時点のものである。また、平成31年度に係るものについては、令和元年度に含めて表記した。）

IV 調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 令和元年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表1のとおり8,110件であり、平成30年度に比べて117件増加している。

開示請求は、本部等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、1,345件（16.6%）が地方事務所等の情報公開窓口での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが8,042件（99.2%）、オンラインによるものが68件（0.8%）となっている。

表1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本部等	その他	来所・郵送	オンライン
令和元年度 (比率)	8,110 (100)	6,765 (83.4)	1,345 (16.6)	8,042 (99.2)	68 (0.8)
平成30年度	7,993 (100)	6,619 (82.8)	1,374 (17.2)	7,984 (99.9)	9 (0.1)

イ 主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5法人の状況をみると表2のとおりとなっている。

表2 開示請求件数が多い上位5法人の件数及び主な内容

(単位：件)

法人名	開示請求件数	主な開示請求の内容
国民生活センター	2,889	消費生活相談情報(PIO-NET)に関する文書(2,886件)
医薬品医療機器総合機構	1,241	医薬品、医療機器等の承認審査時の照会事項回答書、医療機器の製造販売届出に関する書類(約960件)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	765	鉄道建設に係る工事等の積算書等(741件)
日本年金機構	652	健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧(539件)
水資源機構	380	ダム及び水路等の建設及び管理に関する工事設計書(279件)

(注) 各法人の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

(2) 処理の状況

令和元年度において各独立行政法人等が処理すべき事案は、表3のとおり、令和元年度に新たに受け付けた8,110件、前年度から持ち越した794件及び他の機関から事案の移送を受けた3件の計8,907件となっている。

この8,680件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが8,028件(90.1%)、途中で請求が取り下げられたものが167件(1.9%)となっている。また、711件(8.0%)については、令和2年度に処理が持ち越されている。

(注) 独立行政法人等への事案の移送は、法第12条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2の規定に基づき行政機関の長(行政機関情報公開法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた独立行政法人等において開示決定等を行わなければならないこととされている。

同様に、独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第13条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	他機関から移送を受けた事案	計	開示決定等がされた事案	取下げ事案	他機関に全部を移送した事案	処理中事案(次年度持ち越し)
令和元年度 (比率)	8,110	794	3	8,907 (100)	8,028 (90.1)	167 (1.9)	1 (0.0)	711 (8.0)
平成30年度 (比率)	7,993	683	4	8,680 (100)	7,660 (88.2)	223 (2.6)	2 (0.0)	795 (9.2)

(注) 1 本表は、独立行政法人等が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について、調査日現在(令和2年3月31日。以下同じ。)の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、独立行政法人等が開示請求を受け付けた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

3 「他機関に全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「他機関から移送を受けた事案」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の長の「他機関から移送を受けた事案」に計上されている。

4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた事案」と「他機関に全部を移送した事案」とは一致しない。

5 平成30年度に開示請求がされた段階では1件としていた事案を令和元年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の開示請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、令和元年度の「前年度からの持ち越し事案」と平成30年度の「処理中事案(次年度に持ち越し)」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

令和元年度には、表4のとおり、7,972件の開示決定等がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）は7,315件（91.8%）、不開示決定がされたものは657件（8.2%）となっている。また、開示決定のうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが3,985件（50.0%）、一部を開示する決定がされたものが3,330件（41.8%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中には、不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されたもの（法第7条に基づく公益裁量開示）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、84件（1.1%）となっている。

表4 開示決定等の件数

(単位：件、%)

	開示決定等						
	計	開示決定			(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示			
令和元年度 (比率)	7,972 (100)	7,315 (91.8)	3,985 (50.0)	3,330 (41.8)	0 (0.0)	84 (1.1)	657 (8.2)
平成30年度 (比率)	7,525 (100)	6,883 (91.5)	3,407 (45.3)	3,476 (46.2)	0 (0.0)	289 (4.2)	642 (8.5)

- (注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。
- 2 「(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし」の構成比の母数は「開示決定 (小計)」である。

(2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない（法第10条第1項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている（同条第2項）。

また、③開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に法人文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内に開示決定等をすれば足りることとされている（法第11条）。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

令和元年度において開示決定等がされた7,972件についてみると、表5のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが6,499件（81.5%）、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが975件（12.2%）、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが490件（6.1%）となっている。

表5 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	延長手続を採ら なかったもの		延長手続を採った もの（法第10条第 2項）		期限の特例規定を 適用したもの（法 第11条）		合 計	
		期限内 に決定 がされ たもの (a)	期限を 超過し たもの (b)	期限内 に決定 がされ たもの (c)	期限を 超過し たもの (d)	期限内 に決定 がされ たもの (e)	期限を 超過し たもの (f)	期限内 に決定 がされ たもの (a+c+e)	期限を 超過し たもの (b+d+f)
令和元年度 (比率)	7,972 (100)	6,499 (81.5)	3 (0.0)	975 (12.2)	3 (0.0)	490 (6.1)	2 (0.0)	7,964 (99.9)	8 (0.1)
平成30年度 (比率)	7,525 (100)	5,704 (75.8)	5 (0.1)	1,018 (13.5)	12 (0.2)	777 (10.3)	9 (0.1)	7,499 (99.7)	26 (0.3)

なお、期限までに開示決定等がされなかったものは、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎて決定されたものが3件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが3件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが2件の計8件（0.1%）となっている。

この他、調査日現在、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは、法第11条の期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが2件みられる。

これらを法人別にみると、期限までに開示決定等がされなかったものは表6、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは表7のとおりである。

期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係法人では、同時期に多数の開示請求事案が重なったことや開示・不開示の判断、業務多忙等により処理に時間を要したこと、進捗管理の不備等を挙げている。

これらの事案については、情報公開窓口と開示請求対象文書を保有し開示決定等を行う担当課等との連携により、事案処理についての的確な見通しを立てることを含めた進行管理を徹底することなどにより改善することが必要である。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係法人との相談や助言を通じ、開示決定等の進行管理が徹底されるように努める。

表6 期限までに開示決定等がされなかったものの法人別内訳

- ① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの
(単位：件)

法人名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
医療品医療機器総合機構	1	0	1	0
地域医療機能推進機構	1	0	0	1
日本司法支援センター	1	0	1	0
計	3	0	2	1

(注) 各事案の概要については、資料3を参照。

- ② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの

(単位：件)

法人名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
東京大学	1	0	1	0
大阪大学	1	0	0	1
山口大学	1	0	1	0
計	3	0	2	1

(注) 各事案の概要については、資料4を参照。

- ③ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの

(単位：件)

法人名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
医薬品医療機器総合機構	1	1	0	0
東京大学	1	0	1	0
計	2	1	1	0

(注) 事案の概要については、資料5を参照。

表7 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの法人別内訳

- ① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの
該当なし。
- ② 法第10条第2項の延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの
該当なし。
- ③ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの

(単位：件)

法人名	件数	期限を超過した日数		
		7日以内	30日以内	30日超
医薬品医療機器総合機構	2	0	0	2

(注) 事案の概要については、資料6を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案492件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものはなかった。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表8のとおり、開示請求に係る法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る

法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすることによるものなどがある。

表8 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	法人文書不存在	存否応答拒否	その他
令和元年度 (比率)	3,987	3,403 (85.4)	714 (17.9)	36 (0.9)	13 (0.3)
平成30年度 (比率)	4,118	3,528 (85.7)	612 (14.9)	68 (1.7)	6 (0.1)

(注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」と一致しない。内訳欄の比率は「不開示の決定と一部を開示する決定の件数」を100とした場合の比率である。

2 「その他」は、開示請求書における形式上の不備、情報公開法の適用除外を理由とするものである(「その他」の内訳については下記ウ及び表10参照)。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの3,403件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表9のとおり、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否(法第8条)によるもの36件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するものの順になっている。

表9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		3,403		36	
内訳	第1号 個人に関する情報	2,445	(71.8)	21	(58.3)
	第1号の2 非識別加工情報等	0	(0.0)	0	(0.0)
	第2号 法人等に関する情報	1,509	(44.4)	12	(33.3)
	第3号 審議、検討等に関する情報	120	(3.5)	1	(2.8)
	第4号 事務又は事業に関する情報	1,009	(29.7)	5	(13.9)
	イ 国の安全等に関する情報	10	(0.3)	0	(0.0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	85	(2.5)	0	(0.0)
	イ及びロ以外	958	(28.2)	5	(13.9)

(注) 1件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示情報に該当」件数と一致しない。内訳欄の比率は「不開示情報に該当」件数を100とした場合の比率である。

ウ 表8の不開示理由の「その他」(開示請求に係る法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否によるもの以外)13件の内訳をみると、表10のとおり、開示請求手数料の未納、開示請求に係る対象文書の特定が不十分などの開示請求の形式上の不備を理由とするもののほか、情報公開法の適用除外を理由とするものがある。

なお、開示請求権の濫用を理由とするものはなかった。

表10 その他を理由とするものの内訳

(単位：件、%)

	その他							
		形式上の不備					情報公開法の適用除外	開示請求権の濫用
		必要記載事項未記載	開示請求手数料未納	対象文書の特定不十分	その他			
令和元年度 (比率)	13	12	0	5	9	0	1	0 (0.0)
平成30年度 (比率)	6	6	0 (0.0)	4 (66.7)	3 (50.0)	0 (0.0)	-	0 (0.0)

(注) 1件の決定において複数の事由に該当するものがあるため、内訳の合計は、「形式上の不備」件数と一致しない。内訳欄の比率は「形式上の不備」件数を100とした場合の比率である。

(4) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、①当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとされ（法第14条第1項（任意的意見聴取））、②公益上の理由により開示しようとするときには、当該機会を与えなければならないこととされている（同条第2項（必要的意見聴取））。

また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置き、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならないこととされている（法第14条第3項）。

令和元年度において第三者に対して意見書の提出の機会を付与した事案は、表11のとおり、法第14条第1項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（任意的意見聴取）が799件、これに対して開示に反対する旨の意見書が提出されたものが761件あり、法第14条第2項に基づいて意見書の提出の機会を付与したもの（必要的意見聴取）はなかった。

表11 第三者に対する意見書提出の機会の付与等の状況

(単位：件、%)

	14条1項に基づき意見書の提出の機会を付与 (任意的意見聴取)				14条2項に基づき意見書の提出の機会を付与 (必要的意見聴取)			
		意見書の提出				意見書の提出		
		反対する旨の意見書	3項通知			反対する旨の意見書	3項通知	
令和元年度 (比率)	799 (100)	780 (97.6)	761 (95.2)	746 (93.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
平成30年度 (比率)	1,048 (100)	1,031 (98.4)	1,001 (95.5)	986 (94.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 「3項通知」は、意見書の提出の機会を付与した第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された事案のうち、開示決定を行い、法第14条第3項の規定に基づき当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知したものの件数である。

3 審査請求の件数と処理の状況

(1) 審査請求の件数

ア 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

令和元年度には、表12のとおり、133件の審査請求が行われている。

表12 審査請求の件数
(単位：件)

	審査請求の件数
令和元年度	133
平成30年度	76

イ 審査請求の理由をみると、表13のとおり、不開示情報に該当することを理由として不開示の決定（一部を開示する決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの審査請求が最も多く、82件となっている。

一方、開示決定に対しては、法人文書の特定に対する不服があるとする審査請求は28件となっている。

表13 審査請求の理由

(単位：件)

	開示請求者からの審査請求		第三者からの審査請求	計	
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する審査請求	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服	82	-	108	
	○ 法人文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服	23			
	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する不服	1			
	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する不服	2			
開示決定に対する審査請求	○ 法人文書の特定に対する不服（開示決定をされた法人文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど）	28	○ 自己に関連する情報が記録された法人文書が開示されることとなる決定に対する不服	0	28
その他の審査請求	○ 不作為に対する不服	3	-	24	
	○ 事案の移送、期限の延長に関する不服	0			
	○ 決定内容に関わりのない事項に対する不服等	21			

(注) 1件の審査請求において複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表12の審査請求の件数の計とは一致しない。

(2) 審査請求の処理状況

審査請求を受けた独立行政法人等は、①審査請求が不適法で却下する場合、②裁決で審査請求の全部を認容し当該審査請求に係る法人文書の全部を開示する場合を除き、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、審査請求に対する裁決をすることとされている（法第19条第1項）。

令和元年度において独立行政法人等が処理すべき審査請求事案は、同年度に行われた133件及び平成30年度から持ち越された59件の計192件となっている。

この193件について、その処理状況をみると、表14のとおり、裁決が行われ処理済みとなって

いるものが104件（54.2%）、取下げ8件（4.2%）、処理方針を検討中であつたり、審査会に諮問中であるなどにより令和2年度に処理を持ち越しているものが80件（41.7%）となっている。

表14 審査請求の件数と処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき件数	新規審査請求件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	取下げ	処理中（次年度に持ち越し）	処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申後、裁決の準備中
令和元年度 （比率）	192 （100）	133	59	104 （54.2）	8 （4.2）	80 （41.7）	11 （5.7）	59 （30.7）	10 （5.2）
平成30年度 （比率）	149 （100）	76	73	83 （55.7）	2 （1.3）	64 （43.0）	28 （18.8）	26 （17.5）	10 （6.7）

（注）1 「処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について裁決の準備をしているものを含む。

2 平成30年度に審査請求がされた段階では1件としていた事案を令和元年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合や、複数の審査請求事案を補正により1件にまとめる場合などがあるため、令和元年度の「前年度からの持ち越し件数」と平成30年度の「処理中（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない。

（3）裁決の状況

ア 令和元年度に処理済みとされた104件についてみると、表15のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったものが85件、審査会に諮問しないで裁決を行ったもの（審査請求が不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの）が19件となっている。

裁決の内訳をみると、審査請求に理由がないとして棄却したものの49件（47.1%）、審査請求に理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（審査請求の認容又は一部認容）が計41件（39.4%）、審査請求が不適法であるとして却下したものが14件（13.5%）となっている。

なお、令和元年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容の裁決を行った例はみられなかった。

表15 審査請求に対する裁決の状況

（単位：件、%）

	棄却	認容	一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	—	5	—	14	0	19
審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	49	10	26	—	0	85
計 （比率）	49 （47.1）	15 （14.4）	26 （25.0）	14 （13.5）	0 （0.0）	104 （100）

（注）「その他」は、改正前の行政不服審査法第50条第2項に基づき、不作為についての不服申立てに対し、何らかの行為をするか又は書面で不作為の理由を示したものと等である。

イ 審査請求を受けてから裁決をする日までの期間をみると、表16のとおり、2年を超える期間を要したものが9件（8.7%）となっている。

表16 審査請求を受けてから裁決するまでの期間

(単位：件、%)

	裁決 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
令和元年度 (比率)	104 (100)	25 (24.0)	19 (18.3)	34 (32.7)	10 (9.6)	7 (6.7)	9 (8.7)
平成30年度 (比率)	83 (100)	1 (1.2)	15 (18.1)	23 (27.7)	19 (22.9)	19 (22.9)	6 (7.2)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているものであることから、審査請求事案はできる限り迅速に処理されることが求められており、審査会に諮問すべき事案は速やかに諮問される必要がある。

令和元年度に審査会に諮問した119件について、審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表17のとおり、90日を超えているものが15件(12.6%)となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている11件をみると、審査請求を受けてから既に90日を経過しているものが5件(45.5%)となっている。

表17 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問した件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数	
		うち審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した もの		うち審査請求を受けてからの経過日数が90日を超えているもの
令和元年度 (比率)	119 (100)	15 (12.6)	11 (100)	5 (45.5)
平成30年度 (比率)	70 (100)	5 (7.1)	28 (100)	10 (35.7)

審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した15件及び調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等で、審査請求を受けてから既に90日を超えている5件を、法人別にみると、以下のとおりとなっている。

表17-① 審査請求を受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したのもの

(単位：件)

法人名	諮問件数	日数区分			
		91～100	101～180	181～365	366～
地域医療機能推進機構	2	2	0	0	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	1	0	0
東京学芸大学	7	0	0	1	6
新潟大学	3	0	0	3	0
大阪大学	2	0	2	0	0
計	15	2	3	4	6

(注) 各事案の概要については、資料7を参照。

表17-② 調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、審査請求を受けてから90日を超過しているもの

(単位：件)

法人名	処理方針の検討中、諮問準備中等の件数 (90日超)	日数区分			
		91～100	101～180	181～365	366～
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2	0	0	2	0
愛媛大学	3	0	3	0	0
計	5	0	3	2	0

(注) 各事案の概要については、資料8を参照。

これらの理由について、関係法人では、審査請求人において審査請求の取下げを検討されており返答待ちであったこと、審査請求やその対象となった法人文書が大量にあり処理に時間を要したこと等を挙げている。

これらの事案については、情報公開窓口と審査請求事案の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能であるものもあると考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係法人との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

エ 審査会の答申を受けて行う裁決についても、上記ウと同様に速やかに行う必要があるが、審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間をみると、表18のとおり、審査会に諮問して令和元年度に裁決を行った86件のうち、審査会の答申を受けてから裁決するまでの日数が60日を超過しているものが4件(4.7%)となっている。

また、調査日現在、審査会の答申を受けて裁決の準備中である10件には、答申を受けてから既に60日を経過しているものはみられなかった。

表18 審査会の答申を受けてから裁決をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会の答申を受けて裁決を行った件数		審査会の答申を受けて裁決の準備中である件数	
		うち答申を受けてから裁決まで60日超を要したもの		うち答申を受けてからの経過日数が60日を超過しているもの
令和元年度 (比率)	85 (100)	4 (4.7)	10 (100)	0 (0.0)
平成30年度 (比率)	78 (100)	1 (1.3)	10 (100)	0 (0.0)

審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要した事案4件は以下のとおりとなっている。

なお、調査日現在、答申を受けて裁決の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日

を超過しているものは該当がなかった。

表18-① 審査会の答申を受けてから裁決までに60日超を要したもの

(単位：件)

法人名	裁決件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
東京学芸大学	2	2	0	0	0
新潟大学	2	0	0	1	1
計	4	2	0	1	1

(注) 各事案の概要については、資料9を参照。

この理由について、関係法人では、裁決に専門的観点からの検討が必要であったこと等を挙げている。

当該事案については、情報公開窓口と審査請求事案の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能であるものもあると考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係法人との相談や助言を通じ、審査請求事案の進行管理が徹底されるように努める。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表19のとおり、令和元年度に新たに諮問を受けた120件及び平成30年度からの持ち越し事案25件の計145件から、途中で取り下げられた6件を除いた139件の諮問事案に対し、87件の答申を行っている。この87件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した独立行政法人等）の開示・不開示の判断を妥当としたものが51件（58.6%）、一部妥当でないとしたものが23件（26.4%）、妥当でないとしたものが13件（14.9%）となっている。

表19 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	新規諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	答申件数	答申類型			取下げ 件数	次年度に 持ち越し した件数
					諮問庁の判 断は妥当で あるとしたも の	諮問庁の判 断は一部妥 当でないとし たもの	諮問庁の判 断は妥当で ないとしたも の		
令和元年度 (比率)	120	25	145	87	51 (58.6)	23 (26.4)	13 (14.9)	6	52
平成30年度 (比率)	70	35	105	75 (100)	24 (32.0)	40 (53.3)	11 (14.7)	5	25

- (注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります、表14の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越しした件数」、表17の「審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」は、一致しない場合がある。
- 2 答申類型は、原則として諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。
- 3 本表は、総務省情報公開・個人情報保護審査会が取りまとめた数値による。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表20のとおり、令和元年度に新たに4件が地方裁判所に提起されている。

この4件及び前年度から係属している2件のうち、令和元年度には、2件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として2件の控訴事件（前年度から係属している1件を含む。）が係属しているが、令和元年度には判決は出されていない。

さらに、最高裁判所には、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として1件（前年度から係属しているもの）の上告事件が係属し、当該1件について判決が出されている。

なお、令和元年度に新規提訴された4件のうち1件は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第4項の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

表20 情報公開に関する訴訟の状況

(単位：件)

		令和元年度	平成30年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	4	3
	前年度から係属	2	2
	係属 計	6	5
	判決	2	2
	取下げ	0	1
	審理中（次年度に持ち越し）	4	2
高等裁判所 (控訴審)	新規控訴	1	3
	前年度から係属	1	1
	係属 計	2	4
	判決	0	3
	審理中（次年度に持ち越し）	2	1
最高裁判所 (上告審)	新規上告	0	1
	前年度から係属	1	1
	係属 計	1	2
	判決	1	1
	審理中（次年度に持ち越し）	0	1

(注) 判決の概要については、資料10を参照。

5 手数料の減免

独立行政法人等は、開示請求者の経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができることとされており（法第17条第3項）、全ての独立行政法人等が手数料の減額の定めを設けている。

この手数料の減免制度により、令和元年度には、表21のとおり、3件の申請がなされ、減免が認められている。

表21 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

	令第14条第1項による減免						
	申請件数	減 免			減免を認めなかったもの	審査中	取下げ
			生活保護	その他			
令和元年度	3	3	0	3	0	0	0
平成30年度	1	0	0	0	1	0	0

(別表)

- 令和2年4月1日以降（令和2年12月31日現在）における独立行政法人等の新設改廃又は名称変更

旧法人名	異動	新法人名
国立大学法人名古屋大学 国立大学法人岐阜大学	令和2年4月1日 法人統合	国立大学法人東海国立大学機構